社保審-介護給付費分科会 第190回 (R2. 10. 30) 資料 1

令和3年度介護報酬改定に向けた各種調査の公表について

令和3年度介護報酬改定に向けた各種調査の公表について

| 1. 介護事業経営実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • • | | • | | 2 |
|---|---|-----|---|---|---|----|
| 2. 新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所等の経営への影響新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所等への支出への影響についてアンケート調査、決算書類に基づく分析等により把握するもの。 | • | | • | • | • | 7 |
| 3. 介護従事者処遇状況等調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | | | • | | 16 |

※ 2の調査は、介護事業経営実態調査では把握できない新型コロナウイルス感染症による影響を把握するため追加的に実施

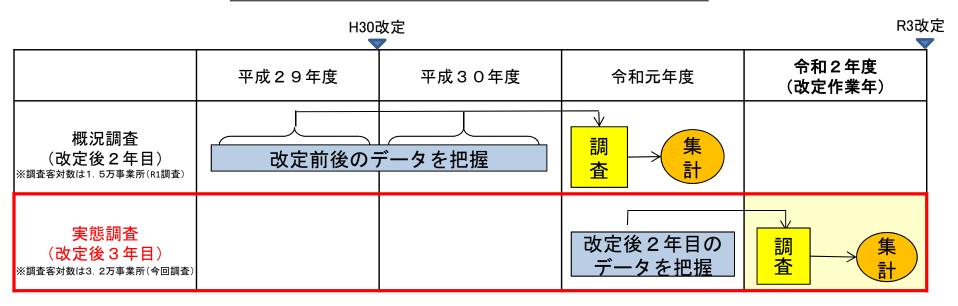
あわせて、本年2~8月の介護レセプト等の集計結果、新型コロナウイルス感染症拡大 防止に係る取組に関する通所介護事業所への調査についても公表

1. 介護事業経営実態調査

介護事業経営実態調査の概要

○ 介護保険サービス事業所等の経営状況を把握し、介護報酬改定の基礎資料とするため、令和元年度の収支 状況等を把握する介護事業経営実態調査を実施。

介護事業経営実態調査の調査対象期間等(イメージ)



| | 介護事業経営 <u>概況調査</u> | 介護事業経営 <u>実態調査</u> | | | | | | |
|-------|--|------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 調査の目的 | 介護報酬は各サービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各サービス施設・事 業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。 | | | | | | | |
| 調査の対象 | さての介護保険サービス (介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所) | | | | | | | |
| 調査の周期 | 3年周期 | | | | | | | |
| 調査時期 | 改定後2年目の5月(前回調査:令和元年5月) | 改定後3年目の5月(今回調査:令和2年5月) | | | | | | |
| 公表時期 | 調査年の12月 | 調査年の10月 | | | | | | |
| 有効回答率 | 48.2%(令和元年度調査) | 45.2%(令和2年度調査) | | | | | | |
| 目標精度 | サービス別の収入と支出の標準誤差率を5%以内に設定 | | | | | | | |

令和2年度介護事業経営実態調査結果(各介護サービスにおける収支差率)

- 令和元年度決算の介護サービスの収支差率は、平成30年度(3.1%)と比較し0.7%低下し、2.4%。
- 各サービスの収支差率を見ると、例えば、特養は0.2%低下し1.6%に、老健は1.2%低下し2.4%、居宅介護支援は1.5%低下し△1.6% となる一方で、訪問看護は、0.2%改善し4.4%、福祉用具は0.5%改善し4.7%となっているなど、サービスによって収支状況は異なる。

| サービスの種類 | 令和元年度 概況調査 | | 2 年度 調査 | サービスの種類 | 令和元年度 概況調査 | | 2 年度 調査 |
|----------------------|--------------------------------|--|--------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------|--------------------|
| リーころの種類 | 平成30年度 決算 | 令和元年度 決算 | 対30年度 増減 | り一し入の性類 | 平成30年度 決算 | 令和元年度 決算 | 対30年度 増減 |
| 施設サービス | ()内は税引後収 | !支差率 | | 福祉用具貸与 | 4 . 2% (3. 4%) | 4 . 7% (3. 5%) | +0.5% (+0.1%) |
| 介護老人福祉施設 | 1. 8% (1. 8%) | 1. 6% (1. 6%) | △0. 2% (△0. 2%) | 居宅介護支援 | △0.1% (△0.4%) | △1.6% (△1.9%) | △1.5% (△1.5%) |
| 介護老人保健施設 | 3. 6% (3. 4%) | 2. 4 % (2. 2%) | △1.2% (△1.2%) | 地域密着型サー | ビス()内は税 | 引後収支差率 | |
| 介護療養型医療施設 | 4. 0% (3. 2%) | 2. 8% (2. 3%) | △1.2% (△0.9%) | 定期巡回·随時対応型訪問 介護看護 | 8. 7% (8. 5%) | 6. 6% (6. 0%) | △2. 1% (△2. 5%) |
| 介護医療院 | - | ※5. 2% (※4. 7%) | - | 夜間対応型訪問介護 | ※5. 4% (※5. 3%) | ※2 . 5% (※ 2. 0%) | △2. 9% (△3. 3%) |
| 居宅サービス () 内は税引後収支差率 | | | | 地域密着型通所介護 | 2. 6% (2. 3%) | 1. 8% (1. 5%) | △0.8% (△0.8%) |
| 訪問介護 | 4 . 5% (4 . 1%) | 2. 6% (2. 3%) | △1.9% (△1.8%) | 認知症対応型通所介護 | 7. 4 % (7. 2%) | 5. 6% (5. 4%) | △1.8% (△1.8%) |
| 訪問入浴介護 | 2. 6% (1. 2%) | 3. 6 % (2. 7%) | +1.0% (+1.5%) | 小規模多機能型居宅介護 | 2. 8% (2. 5%) | 3. 1% (2. 9%) | +0.3% (+0.4%) |
| 訪問看護 | 4. 2% (4. 0%) | 4 . 4 % (4 . 2 %) | +0.2% (+0.2%) | 認知症対応型共同生活介護 | 4. 7% (4. 4%) | 3. 1% (2. 7%) | △1.6% (△1.7%) |
| 訪問リハビリテーション | 3. 2% (2. 6%) | 2. 4 % (1. 9%) | △0.8% (△0.7%) | 地域密着型特定施設入居者 生活介護 | 1. 5% (1. 2%) | 1. 0 % (0. 6%) | △0.5% (△0.6%) |
| 通所介護 | 3. 3% (2. 8%) | 3. 2% (2. 9%) | △0. 1% (+0. 1%) | 地域密着型介護老人福祉施設 | 2. 0% (2. 0%) | 1. 3% (1. 3%) | △0. 7% (△0. 7%) |
| 通所リハビリテーション | 3. 1% (2. 6%) | 1. 8% (1. 4%) | △1.3% (△1.2%) | 看護小規模多機能型居宅介護 | 5. 9% (5. 6%) | 3. 3% (3. 1%) | △2.6% (△2.5%) |
| 短期入所生活介護 | 3. 4 % (3. 3%) | 2. 5% (2. 3%) | △0.9% (△1.0%) | 全サービス平均 () 内は税引後収支差率 | 3. 1% (2. 8%) | 2. 4 % (2. 1%) | △0. 7% (△0. 7%) |
| 特定施設入居者生活介護 | 2. 6% (1. 3%) | 3. 0 % | +0.4% (+0.6%) | | | | |

収支差率 = (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額

注1:収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注2:全サービス平均の収支差率については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

令和2年度介護事業経営実態調査結果(各介護サービスの給与費の割合)

〇 収支差の悪化していることについては、介護人材の確保が課題となる中、人件費が増加(給与費割合の上昇:平成30年度 から+0.4%)していることが一因として考えられる。

| | 収入 | 、に対する <u>給与費</u> | <u>則合</u> |
|--------------------------|--------------|------------------|-------------|
| | 令和元年度 概況 | 令和2年 | 度実態調査 |
| | 平成30年度 決算 | 令和元年度 決算 | 対30年度 増減 |
| 施設サービス | | | |
| 介護老人福祉施設 | 63.6% | 63.6% | 0.0% |
| 介護老人保健施設 | 60.5% | 61.7% | +1.2% |
| 介護療養型医療施設 | 59.8% | 60.9% | +1.1% |
| 介護医療院 | _ | 59.4% | - |
| 居宅サービス | | | |
| 訪問介護 | 77.2% | 77.6% | +0.4% |
| 訪問入浴介護 (介護予防を含む) | 65.7% | 66.0% | +0.3% |
| 訪問看護 (介護予防を含む) | 76.5% | 78.0% | 十1.5% |
| 訪問リハビリテーション (介護予防を含む) | 71.1% | 72.3% | +1.2% |
| 通所介護 | 63.3% | 63.8% | +0.5% |
| 通所リハビリテーション (介護予防を含む) | 66.2% | 66.7% | +0.5% |
| 短期入所生活介護 (介護予防を含む) | 64.1% | 63.7% | △0.4% |
| 特定施設入居者生活介護 (介護予防を含む) | 44.6% | 44.9% | +0.3% |

| | 収入 | に対する <mark>給与費</mark> 割 | 割合 |
|-------------------------|--------------|-----------------------------|-------------|
| | 令和元年度 概況 | | 生実態調査 |
| | 平成30年度 決算 | 令和元年度 決算 | 対30年度 増減 |
| 福祉用具貸与 (介護予防を含む) | 36.5% | 33.9% | △2.6% |
| 居宅介護支援 | 83.4% | 83.6% | +0.2% |
| 地域密着型サービス | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 79.1% | 78.8% | △0.3% |
| 夜間対応型訪問介護 | 76.7% | 82.8% | +6.1% |
| 地域密着型通所介護 | 64.5% | 64.2% | △0.3% |
| 認知症対応型通所介護 (介護予防を含む) | 65.5% | 66.9% | +1.4% |
| 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む) | 68.5% | 67.9% | △0.6% |
| 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む) | 61.8% | 64.2% | +2.4% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 58.4% | 59.3% | +0.9% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 63.6% | 64.7% | +1.1% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 67.7% | 68.9% | +1.2% |
| 全サービス平均 | 64.1% | 64.5% | +0.4% |

【参考】これまでの介護報酬改定の概要

| | 改定にあたっての主な視点 | 改定率 |
|---------------|---|---|
| 平成15年度改定 | ○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化 | ▲ 2. 3% |
| 平成17年10月改定 | ○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し○ 食費に関連する介護報酬の見直し○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し | |
| 平成18年度改定 | ○ 中重度者への支援強化○ 介護予防、リハビリテーションの推進○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立○ サービスの質の向上○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化 | ▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。 |
| 平成21年度改定 | ○ 介護従事者の人材確保・処遇改善○ 医療との連携や認知症ケアの充実○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証 | 3. 0% |
| 平成24年度改定 | ○ 在宅サービスの充実と施設の重点化○ 自立支援型サービスの強化と重点化○ 医療と介護の連携・機能分担○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む) | 1. 2% |
| 平成26年度改定 | ○ 消費税の引き上げ(8%)への対応・基本単位数等の引き上げ・区分支給限度基準額の引き上げ | 0. 63% |
| 平成27年度改定 | ○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当)○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築 | ▲ 2. 27% |
| 平成29年度改定 | ○ 介護人材の処遇改善(1万円相当) | 1. 14% |
| 平成30年度改定 | ○地域包括ケアシステムの推進○自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現○多様な人材の確保と生産性の向上○介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保 | 0. 54% |
| 令和元年度改定(10月~) | ○介護人材の処遇改善○消費税の引上げ(10%)への対応・基本単位数等の引き上げ・区分支給限度基準額の引上げ・補足給付に係る基準費用額の引上げ | 2. 13% (処遇改善 1. 67% 消費税対応 0. 39% 補足給付 0. 06% ※四捨五入の関係で、合計しても2. 13%とはならない。 |

2. 新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所等の経営への影響

新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所の経営への影響に関する調査研究事業(速報)①

調査概要

(実施主体:株式会社三菱総合研究所 (令和2年度老人保健健康増進等事業))

目的: 新型コロナウイルス感染症による、介護サービス事業所等の費用面への影響、今後の経営への影響等を把握するもの。

内容: (1)費用面への影響や今後の経営への影響等を把握するためのアンケート調査の実施

(39,199事業所/令和2年10月14日~21日)

(2)決算関連情報をもとにした、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う費用面への影響の把握

(22法人・229事業所/令和2年7~10月)

(1)経営への影響に関するアンケート結果

○ 全国の介護サービス事業所等を対象に、アンケート調査を実施

実施時期:令和2年10月14~21日

調査内容:収支の状況、支出(費用)全体の変化、個別の経費の状況 等 ※新型コロナウイルス感染症の流行前との比較

回答数 : 26,070件(複数事業所分をまとめて回答することも可能であり、事業所数では39,199事業所)

| サービス | N数 | 事業所数 | コロナ発 生の有 | サービス | N数 | 事業所数 | コロナ発 生の有 | サービス | N数 | 事業所数 | コロナ発 生の有 |
|-------------|-------|-------|-------------|------------------|-------|-------|-------------|------------------|--------|--------|-------------|
| 介護老人福祉施設 | 2,236 | 5,716 | 87 | 通所介護 | 3,269 | 5,566 | 98 | 地域密着型通所介護 | 2,478 | 3,144 | 49 |
| 介護老人保健施設 | 1,020 | 1,665 | 37 | 通所リハビリテーション | 497 | 649 | 17 | 認知症対応型通所介護 | 257 | 360 | 3 |
| 介護療養型医療施設 | 102 | 164 | 3 | 短期入所生活介護 | 456 | 576 | 9 | 小規模多機能型居宅介護 | 594 | 780 | 7 |
| 介護医療院 | 36 | 62 | 2 | 特定施設入居者生活介護 | 781 | 1,319 | 27 | 認知症対応型共同生活介護 | 1,645 | 2,455 | 23 |
| 訪問介護 | 6,103 | 8,298 | 105 | 福祉用具貸与 | 606 | 859 | 8 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 102 | 153 | 1 |
| 訪問入浴介護 | 101 | 422 | 8 | 居宅介護支援 | 3,789 | 4,507 | 59 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 375 | 587 | 7 |
| 訪問看護 | 1,283 | 1,497 | 33 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 87 | 108 | 3 | 看護小規模多機能型居宅介護 | 72 | 112 | 1 |
| 訪問リハビリテーション | 127 | 138 | 5 | 夜間対応型訪問介護 | 8 | 8 | 0 | 療養通所介護 | 46 | 54 | 1 |
| | | | | | | | | 全体 | 26,070 | 39,199 | 593 |

○ 収支の状況について、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して「悪くなった」と回答した事業所の割合は、 5月で47.5%、10月で32.7%であった。

○ サービス別にみると、5月に「悪くなった」と答えた事業所は、通所系サービスで高い傾向にある。

| | | 令和2年5月 | | | | | 令和 2 年10月 | | | | | |
|-------------|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 全体 (N) | 良くなった | 悪くなった | 変わらない | 分からない | 無回答 | 良くなった | 悪くなった | 変わらない | 分からない | 無回答 | |
| 訪問介護 | 6,103 | 3.3% | 36.5% | 38.2% | 2.3% | 19.7% | 9.3% | 26.8% | 41.9% | 2.4% | 19.5% | |
| 通所介護 | 3,269 | 2.9% | 72.6% | 21.1% | 1.9% | 1.5% | 19.3% | 42.2% | 34.8% | 2.4% | 1.3% | |
| 通所リハビリテーション | 497 | 1.4% | 80.9% | 14.1% | 2.0% | 1.6% | 20.5% | 44.9% | 30.6% | 2.4% | 1.6% | |
| 短期入所生活介護 | 456 | 5.5% | 62.5% | 28.1% | 2.0% | 2.0% | 14.0% | 45.2% | 36.6% | 2.2% | 2.0% | |
| 介護老人福祉施設 | 2,236 | 6.2% | 48.7% | 41.9% | 1.4% | 1.8% | 10.6% | 39.7% | 46.2% | 1.7% | 1.7% | |
| 介護老人保健施設 | 1,020 | 5.3% | 60.6% | 31.4% | 1.4% | 1.4% | 10.6% | 50.2% | 35.6% | 2.1% | 1.6% | |
| 全体 | 26,070 | 3.7% | 47.5% | 40.4% | 2.5% | 5.9% | 12.6% | 32.7% | 46.4% | 2.7% | 5.6% | |

○ 支出全体の変化について、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して「増えている」と回答した事業所割合は、 5月で54.7%、10月で53.3%である。

| | | 令和2年5月 | | | | | 令和2年10月 | | | | | | |
|-------------|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 全体 (N) | 増えている | 減っている | 変わらない | 分からない | 無回答 | 増えている | 減っている | 変わらない | 分からない | 無回答 | | |
| 訪問介護 | 6,103 | 46.3% | 6.3% | 25.2% | 2.6% | 19.6% | 44.4% | 6.4% | 27.4% | 2.4% | 19.4% | | |
| 通所介護 | 3,269 | 63.6% | 10.1% | 21.6% | 3.2% | 1.5% | 61.9% | 8.1% | 25.3% | 3.0% | 1.7% | | |
| 通所リハビリテーション | 497 | 60.4% | 8.5% | 22.1% | 7.8% | 1.2% | 59.8% | 6.6% | 24.9% | 7.4% | 1.2% | | |
| 短期入所生活介護 | 456 | 57.5% | 12.3% | 22.8% | 4.8% | 2.6% | 55.3% | 12.5% | 25.2% | 4.8% | 2.2% | | |
| 介護老人福祉施設 | 2,236 | 66.1% | 11.0% | 20.6% | 1.0% | 1.3% | 67.4% | 10.3% | 19.8% | 1.4% | 1.1% | | |
| 介護老人保健施設 | 1,020 | 64.2% | 9.9% | 22.1% | 2.5% | 1.4% | 66.7% | 7.6% | 22.1% | 2.5% | 1.2% | | |
| 全体 | 26,070 | 54.7% | 7.6% | 28.4% | 3.4% | 5.9% | 53.3% | 6.9% | 30.9% | 3.2% | 5.7% | | |

- 新型コロナウイルス感染症の流行前と比較した、個別の経費の増減を確認したところ、次のとおり。 ※本間では、変化がなかった場合は回答不要としている。
 - ・ 人件費は、5月、10月とも、変化なし(無回答)と回答した事業所割合が最も高い。 (5月:55.4%、10月:53.4%)
 - ・ 衛生用品に係る経費(マスク、消毒液等)は、5月、10月とも、「増加している」と回答した事業所割合が最も高い。 (5月:79.2%、10月:74.5%)
 - ・ 研修関係費(研修費、研修参加のための旅費交通費等)は、5月、10月とも、「減少している」と回答した事業所割合が最も高い(5月: 51.7%、10月:48.5%)。
 - ・ 電話・郵送・インターネット接続料等(通信運搬費)は、5月、10月とも、変化なし(無回答)の事業所割合が最も高く (5月:51.2%、10月:51.0%)、「増加している」と回答した事業所割合も一定程度ある(5月:43.9%、10月:44.0%)。
 - ・ 利用者宅への訪問等に係る費用(車輌費)は、5月、10月とも、変化なし(無回答)と回答した事業所割合が最も高い。 (5月:63.7%、10月:64.7%)

新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所の経営への影響に関する調査研究事業(速報)③

(2)費用面への影響の把握

○ 介護サービス事業所等から、決算関連情報の提供を受け、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う費用面への影響の把握

実施時期:令和2年7月~10月

調査内容:令和2年1~3月、4~6月の各四半期における決算(対前年同期比等)費目のうち、各介護サービス事業所等で新型コロナ

ウイルス感染症による影響があったと判断する費目について提供を受け、令和元年度及び2年度における費用の変化を推計

回答数 : 22法人・229事業所(新型コロナウイルス感染症が発生した事業所は含まれていない。)

<推計の考え方>

人件費は影響がなかったとした事業所が9割以上であったことから、費用のうち物件費を推計。

- ・ 回答事業所で新型コロナウイルス感染症の影響があったと判断した費目について、物件費全体に占める構成比を用いて推計。
- ・ 令和元年度決算への影響については、令和2年1~3月のみ影響があったとし、当該期間の実績に基づき推計 回答事業所で、令和2年1~3月(第4四半期)に影響があったと判断した費目の対前年度同期比を当該費目の増加率とみなし、 年間の増加率を算出。影響があったと判断された各費目の増加率を合計し、年間の物件費全体の増加率として算出。
- ・ 令和2年度は、回答事業所における、4~6月は実績、7月以降は予測に基づき推計

│ 回答事業所で、令和2年4~6月(第1四半期)に影響があったと判断した費目の対前年度同期比を、第1四半期のその費目の増加率 │ とみなすとともに、回答事業所が第2四半期以降も影響が継続すると判断した場合は、同水準で推移するものとみなし、 │ 当該費目の年間の増加率を算出。影響があったと判断された各費目の増加率を合計し、年間の物件費全体の増加率を算出。

- 新型コロナウイルス感染症の影響がなかった場合の令和元年度の物件費を100とした場合、介護サービス事業所等における物件費は下のとおり推計され、全サービス平均では、
 - ・ 令和元年度決算 + 0 3ポイント
 - ・ 令和2年度決算 +1 0ポイント の上昇が見込まれる。

(n= 22法人/ 229事業所)

| サービス類型 | 令和元年度 決算 | 令和 2 年 度決算 | サービス類型 | 令和元年度 決算 | 令和2年度 決算 |
|--------|-------------|---------------|----------|-------------|-------------|
| 訪問サービス | 100.1 | 100.2 | 居住サービス | 100.2 | 103.3 |
| 通所サービス | 100.1 | 100.6 | その他のサービス | 101.0 | 100.9 |
| 施設サービス | 100.1 | 100.8 | 全サービス平均 | 100.3 | 101.0 |

<介護事業費用の構成>
人件費 物件費
約4~8割 本調査で推計 全サービス平均:約3割(令和2年度経営実調)

訪問サービス:訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設サービス:介護老人福祉施設、介護老人保健施設

その他のサービス:短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護

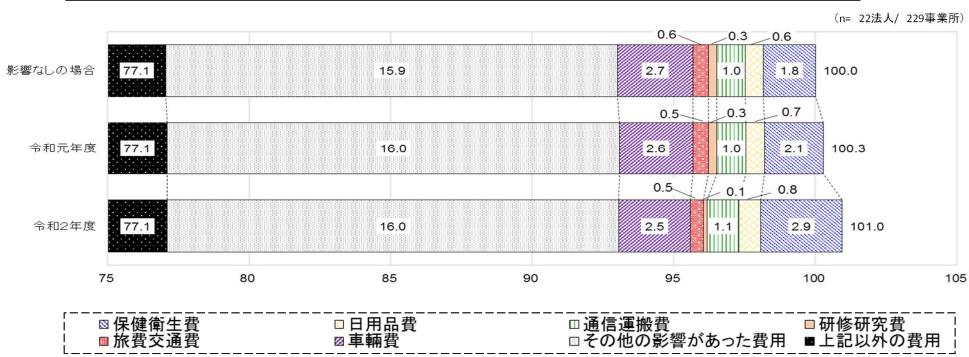
通所サービス:通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護

居住サービス:特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所の経営への影響に関する調査研究事業(速報) ④

- 主な物件費の内訳の変化について、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとした場合と比較した結果は以下のとおり。
 - ・ 「保健衛生費」(マスク、手袋等の購入)は、影響がなかったとした場合、1.8ポイントであったが、令和元年度は2.1ポイント(+0.3)に、令和 2年度は+2.9ポイント(+1.1) に増加
 - 「日用品費」(アルコール消毒液、消毒用ペーパー等の購入)は、影響がなかったとした場合、0.6ポイントであったが、 令和元年度は0.7ポイント(+0.1)に、令和2年度は0.8ポイント(+0.2)に増加
 - ・ 「研修研究費」 (研修参加費) は、影響が無かったとした場合0.3ポイントであったが、 令和元年度は0.3ポイント (± 0)、令和2年度は0.1ポイント ($\triangle 0.2$) に減少

【全サービス平均】新型コロナウイルス感染症の影響が無かったとした場合の令和元年度決算を100とした物件費の構成比



- ¦注1)上記の物件費の増加率は、各サービスにおける物件費の増加率(本調査において定量的なデータを得られた施設・事業所における増加率の単純平均値)と介護サービスの総費用額 ¦ に対するサービス毎の費用額の構成比(厚生労働省 介護給付費等実態統計 令和元年度分から算出)に基づいて算出した加重平均値である。
- ¦注2)本調査では、物件費のうち、回答事業所が新型コロナウイルス感染症による影響があったと判断した費目についてのみ、構成比や対前年度同期比のデータを収集している。
- | 注3)グラフ中の「その他の影響があった費用」は、回答事業所が新型コロナウイルス感染症の影響があったと判断した費目のうち、保健衛生費、日用品費、車輛費、研修研究費、旅費交通 | 費、通信運搬費に区分されない費目をまとめたものであり、回答事業所ごとに異なっている。

【参考】新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所等の収入への影響について①

- サービス種類別の保険給付額について、対前年同月比では、本年5月は+0.5%であったが、8月は+3.4%となっている。
- サービス種類別の1事業所あたり利用者数について、対前年同月比では、本年5月は▲1.7%であったが、8月は+0.6%となっている。

(対前年同月比)

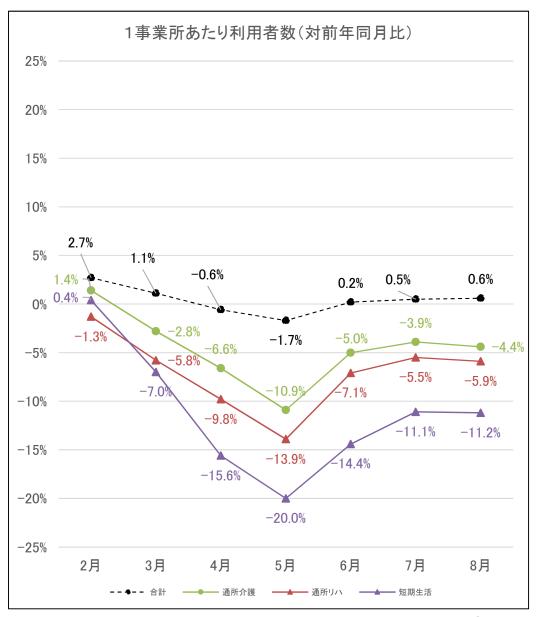
| | 保険給付 | 額 | | | | | | 1事業所あたり利用者数 | | | | | | |
|------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------|
| 重別 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 슬 計 | 7.3% | 3.5% | 1.6% | 0.5% | 4.3% | 3.2% | 3.4% | 2.7% | 1.1% | -0.6% | -1.7% | 0.2% | 0.5% | 0.69 |
| 苦宅サービス | 7.8% | 3.7% | 0.0% | -2.1% | 5.1% | 3.3% | 3.3% | 1.8% | 0.6% | -0.7% | -2.2% | -0.5% | -0.1% | 0.29 |
| 訪問通所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問介護 | 8.3% | 6.9% | 6.7% | 6.2% | 9.4% | 7.5% | 8.5% | -0.1% | -0.6% | -1.8% | -3.2% | -1.3% | -1.0% | -0.69 |
| 訪問入浴介護 | 3.1% | 0.7% | 0.6% | 0.6% | 10.5% | 5.7% | 4.2% | 3.5% | 2.8% | 5.5% | 5.8% | 8.7% | 8.9% | 9.89 |
| 訪問看護 | 7.9% | 10.7% | 6.7% | 1.7% | 16.3% | 8.6% | 7.9% | 3.1% | 2.5% | 1.4% | -1.0% | 1.7% | 2.8% | 2.89 |
| 訪問リハビリテーション | 5.1% | 5.9% | -2.2% | -8.6% | 11.6% | 3.1% | 3.0% | -0.1% | -1.7% | -3.0% | -6.8% | -1.2% | 0.2% | 0.3% |
| 通所介護 | 8.2% | 1.3% | -4.6% | -7.7% | 4.3% | 1.4% | 0.2% | 1.4% | -2.8% | -6.6% | - 10.9% | -5.0% | -3.9% | -4.49 |
| 通所リハビリテーション | 4.6% | -2.2% | -11.3% | -15.4% | 0.5% | -3.5% | -4.0% | -1.3% | -5.8% | -9.8% | - 13.9% | -7.1% | -5.5% | -5.9% |
| 福祉用具貸与 | 5.6% | 5.7% | 5.3% | 6.2% | 5.3% | 5.3% | 6.9% | 4.7% | 4.7% | 4.2% | 4.4% | 3.9% | 4.1% | 5.2% |
| 短期入所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期入所生活介護 | 6.4% | -0.1% | -2.9% | -4.5% | -2.1% | 0.0% | 0.7% | 0.4% | -7.0% | -15.6% | -20.0% | -14.4% | -11.1% | -11.2% |
| 短期入所療養介護(老健) | 3.4% | -8.7% | -22.9% | -34.6% | -25.9% | -16.3% | -15.3% | 0.2% | -10.1% | -24.0% | -31.3% | -23.2% | -17.2% | -16.3% |
| 居宅療養管理指導 | 9.7% | 8.2% | 3.3% | 1.1% | 8.1% | 7.6% | 8.7% | 4.1% | 3.9% | 3.5% | 2.2% | 3.0% | 3.4% | 3.2% |
| 特定施設入居者生活介護 | 10.8% | 6.6% | 6.6% | 6.5% | 5.6% | 5.5% | 5.9% | 2.3% | 1.8% | 1.0% | 0.8% | 0.2% | 0.5% | 0.8% |
| 居宅介護支援 | 3.0% | 2.3% | 1.3% | 1.0% | 2.4% | 2.2% | 2.6% | 4.2% | 3.5% | 2.8% | 2.3% | 3.4% | 3.1% | 3.49 |
| 也域密着型サービス | 7.3% | 3.5% | 2.1% | 1.3% | 4.8% | 4.0% | 4.1% | 2.5% | -0.2% | -2.6% | -4.7% | -1.5% | 0.2% | -0.5% |
| 定期巡回•随時対応型訪問介護看護 | 22.6% | 22.1% | 21.4% | 21.7% | 21.3% | 21.4% | 23.2% | 8.4% | 8.2% | 5.4% | 5.9% | 6.3% | 7.2% | 8.6% |
| 地域密着型通所介護 | 5.6% | -0.3% | -6.8% | -9.5% | 3.9% | 0.5% | -0.5% | 3.6% | -1.7% | -6.6% | -10.7% | -4.1% | -2.7% | -3.3% |
| 認知症対応型通所介護 | 4.1% | -1.8% | -7.3% | -9.2% | 0.3% | -2.0% | -2.0% | 1.5% | -1.1% | -4.0% | -5.8% | -3.0% | -1.5% | -0.4% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 4.7% | 3.0% | 4.6% | 3.2% | 3.4% | 3.5% | 3.3% | 2.2% | 0.6% | 2.2% | 0.6% | 0.8% | 0.7% | 0.5% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 7.3% | 3.7% | 4.0% | 4.2% | 4.3% | 4.2% | 4.7% | 1.0% | 0.8% | 0.2% | 0.1% | 0.4% | 0.3% | 0.9% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 9.0% | 5.4% | 4.7% | 6.9% | 6.4% | 5.2% | 5.8% | 0.4% | -0.2% | 0.2% | 2.1% | 1.0% | 0.4% | 0.3% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 9.0% | 5.2% | 5.4% | 5.3% | 4.8% | 5.1% | 5.7% | 0.9% | 0.9% | 0.4% | 0.2% | 0.1% | 0.6% | 0.7% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 20.7% | 21.2% | 22.0% | 23.4% | 22.8% | 22.6% | 24.0% | 2.1% | 1.7% | -0.5% | 0.3% | -0.3% | -0.2% | 0.89 |
| も設サービス | 7.8% | 3.9% | 4.5% | 4.6% | 4.1% | 3.6% | 4.0% | 0.5% | 0.1% | 0.0% | -0.1% | 0.2% | -0.0% | 0.4% |
| 介護老人福祉施設 | 8.6% | 4.4% | 4.9% | 4.7% | 4.5% | 4.3% | 4.8% | 0.4% | 0.1% | 0.3% | -0.1% | 0.2% | 0.0% | 0.7% |
| 介護保健施設サービス | 6.6% | 3.2% | 3.5% | 4.1% | 3.0% | 1.8% | 2.0% | 0.5% | 0.1% | -0.1% | 0.2% | 0.2% | -0.5% | -0.2% |

出典:中央会統計表(確定給付全国統計)

【参考】新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所等の収入への影響について②

〇 特に影響の大きかったサービス種類別の保険給付の状況を見ると、本年3月以降、通所サービスや短期入所サービスにおいて保険給付額や利用者数の減少が見られ、6月以降はやや持ち直している。





【参考】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組に関する通所介護事業所への調査①

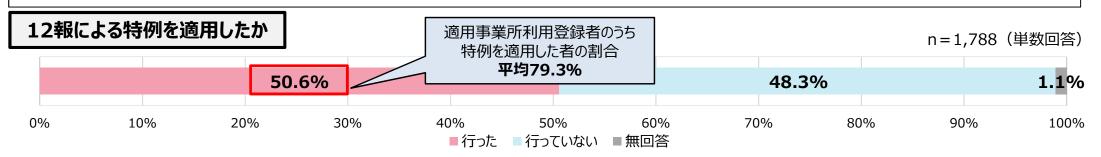
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する通所介護事業所の取組については、今年度老健事業(通所介護における人材活用等の実態把握に関する調査研究事業)において、調査を実施したところ。
- 調査対象・主な調査事項・調査結果概要は以下のとおり。 ※ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の臨時的な取扱いについて ○ 実施主体:三菱UFJJサーチ&コンサルティング株式会社(老人保健健康増進等事業)

| 調査対象等 | 対象サービス | 通所介護、地域密着型通所介護 | 抽出方法 | 無作為抽出 |
|-------|--------|---|-------|-----------|
| | 調査対象 | 【事業所】8,000事業所(全事業所のうち約20%) 【利用者・家族】対象事業所における利用者・家族 | 調査時点 | 令和2年7月31日 |
| | | (特定営業日(1日)の全利用者等) | 有効回答数 | 1,788 |

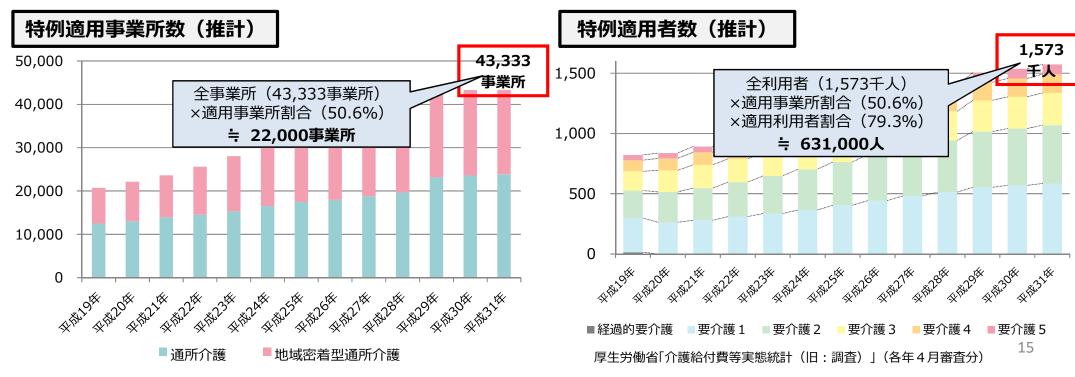
| 主な調査事項 | 調査結果概要 |
|----------------------------------|--|
| (1)休業 | ○ 休業を行った事業所は、7.3%。 ○ 休業にあたってはほぼすべての事業所が、利用者本人・家族・担当ケアマネへの説明・連絡を行っていた。 |
| (2)利用制限 | ○ 1日にサービスを利用する人数を制限したのは、8.1%。 ○ 利用制限にあたってもほぼすべての事業所が、利用者本人・家族・担当ケアマネへの説明・連絡を行っていた。 |
| (3)利用控え | ○ 自主的に通所介護の利用を控えた利用者がいた事業所は、81.7%。 ○ 利用を控えた理由について、利用者・家族の事業所内での感染不安をあげた事業所が約7~8割であった。 |
| (4)提供時間短縮 | ○ 提供時間の短縮を行った事業所は、7.4%。 ○ 平均短縮時間は2.41時間であり、約4割の事業所は利用者のニーズにあわせて時間短縮を行っていた。 |
| (5) 訪問によるサービス提供 (第2報(※)) | ○ 訪問によるサービス提供を行った事業所は、8.4%。(このうち報酬請求を行ったのは、82.1%) ○ 訪問時に提供したサービスは、機能訓練が約7割、健康状態の確認が約6割であった。 |
| (6)電話等による安否確認 (第6報(※)) | ○ 電話等による安否確認を行った事業所は、37.2%。(このうち報酬請求を行ったのは、15.8%) ○ 安否確認時に利用者と話したことは、健康状態の確認が約10割、直近の食事内容・時間が約5割であった。 |
| (7) 事業所以外の場所での サービス提供(第2報(※)) | ○ 事業所以外の場所でのサービス提供を行った事業所は、1.2%。 ○ サービス提供を行った事業所以外の場所は、同一法人が運営する他の介護サービス事業所が5割であった。 |
| (8)特例適用 (第12報(※)) | ○ 2区分上位特例を適用した事業所は50.6%。適用事業所利用登録者のうち特例適用者は平均79.3%。 (適用事業所数・適用利用者数推計はそれぞれ、約22,000事業所、631,000人) |
| (9)感染拡大防止策 | ○ 厚労省事務連絡等で案内していた感染拡大防止策は、概ね実施されていた。 ○ 実施が難しい防止策として、感染対策の知識を向上するための研修への参加を促すことが約2割であった。 |

【参考】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組に関する通所介護事業所への調査② 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る通所介護事業所の取組(12報による特例適用)

- 通所介護(地域密着型含む)事業所における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」による特例(通常の報酬区分の2区分上位での算定を可能とする特例)の適用状況をみると、「行った」(50.6%)が最も多く、「行っていない」は48.3%であった。また適用事業所の利用登録者のうち特例を適用した者の割合は、平均79.3%であった。
- 介護給付費実態統計により把握した事業所数・利用者数をもとに、適用事業所数・適用利用者数を推計すると、 それぞれ約22,000事業所、約631,000人であった。



令和2年度老人保健健康増進等事業「通所介護における人材活用等の実態把握に関する調査研究事業」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)による調査



3. 介護従事者処遇状況等調査

介護従事者処遇状況等調査について

- 〇 介護従事者の処遇の状況や処遇改善加算の効果の把握等を行うため、改定年を基本としつつ、「介護従事者処遇状況等調査」を実施。
- 〇 令和2年度調査は、昨年10月に創設した特定処遇改善加算による影響を把握するため、本年2月の賃金について4月に調査を実施。

<調査概要>

- 〇 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を 得る。
- 〇 調査時期 令和2年4月(参考:平成30年度調査の調査時期は平成30年10月)
- 〇 調査対象等
 - 調査客体数 11,323施設・事業所
 - 有効回答数 7.346施設・事業所(有効回答率:64.9%)
- ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、 調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与(平成31年2月と令和2年2月における給与) 等

令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント①

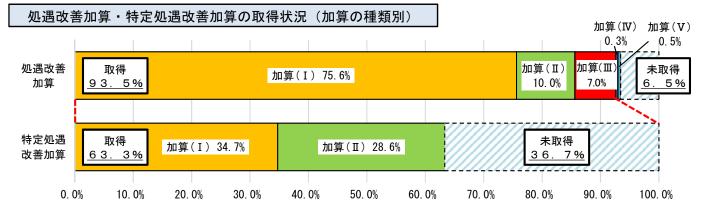
- 〇 介護職員等特定処遇改善加算(I)~(II)を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成3 1年2月と令和2年2月を比較すると18.120円の増となっている。
- 〇 介護職員等特定処遇改善加算(I)~(II)を取得している施設・事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士(月給・常勤の者)の平均給 与額について、平成31年2月と令和2年2月を比較すると20,740円の増となっている。

| 平均給与額(月給・常勤の者) | 令和2年2月 | 平成31年2月 | 差額 |
|---|-----------|-----------|----------|
| 特定処遇改善加算(I)~(I)を取得した 施設・事業所の <u>介護職員</u> | 325, 550円 | 307, 430円 | 18, 120円 |
| 特定処遇改善加算(I)~(II)を取得した 施設・事業所の <u>勤続年数10年以上の介護福祉士</u> | 366, 900円 | 346, 160円 | 20,740円 |

- ※1 調査対象となった施設・事業所に平成30年度と令和元年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(10月~3月支給金額の1/6)
- ※3 平均給与額は10円単位を四捨五入している。
- ※4 処遇改善加算(I)~(V)を取得した施設・事業所の介護職員の平均給与額は、30.0万円(平成31年)から31.6万円(令和2年) に増加(+1.6万)。

給与等の引き上げの実施方法(複数回答)手当の引き上げ
(予定)賞与等の引き上げ
(予定)おりまたでは、大準を引き上げ(予定)実施(予定)・新設(予定)・新設(予定)18.6%51.4%54.0%25.9%

※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体 (介護職員に限定していない)の状況



- ※ 令和元年度における取得状況
- ※ 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算(I)~(Ⅲ)の事業所に対する割合

特定処遇改善加算を配分した職員の範囲(複数回答)

| 経験・技能のある介護職員 | 93.4% |
|--------------|-------|
| 他の介護職員 | 85.4% |
| その他の職種 | 60.0% |

| 生活相談員・支援相談員 | 69.1% |
|-------------|-------|
| 看護職員 | 65.3% |
| 事務職員 | 64.4% |
| 介護支援専門員 | 47.1% |

※ 上位4職種を掲載

2 経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況 (一部複数回答)

| 月額平均8万円以上の賃金改善を実施 | 10.3% |
|--|-------|
| 改善後の賃金が年額440万円以上となる 賃金改善を実施 | 38.6% |
| 既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる | 41.5% |
| 月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が 年額440万円となる者を設定できなかった | 33.5% |

3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答)

| 職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念 | 38.8% |
|--------------------------|--------|
| 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑 | 38. 2% |
| 介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念 | 33.8% |
| 計画書や実績報告書の作成が煩雑 | 31.2% |

※ 上位4つを掲載

【参考】令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント②

①介護職員の更なる処遇改善の状況

○ 特定処遇改善加算を取得する事業所における介護職員(月給·常勤の者)の平均給与額を平成31年と令和2年で比較すると、18,120円の増。

令和2年度調査による介護職員(月給・常勤)の平均給与額の比較

| | 令和2年2月 | 平成31年2月 | 差額 |
|--|-----------|-----------|----------|
| 特定処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅱ) 施設・事業所の <u>介護職員</u> | 325, 550円 | 307, 430円 | 18, 120円 |

- (注1)調査対象となった施設・事業所に平成30年度と令和元年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- (注2) 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(10月~3月支給金額の1/6)
- (注3) 平均給与額は10円単位を四捨五入している。

特定処遇改善加算 の取得状況

| 令和元年度に | 令和元年度に | |
|---------|----------|--|
| 届出をしている | 届出をしていない | |
| 63.3% | 36.7% | |

介護職員処遇改善加算の取得状況

| | 令和2年度調査 | 平成30年度調査 | 前回調査との差 |
|--------|--------------|--------------------|---------|
| 加算全体 | 93.5% | 91.1% | +2.4% |
| 加算(I) | <u>75.6%</u> | 69.3% | +6.3% |
| 加算(Ⅱ) | 10.0% | 11.6% | △1.6% |
| 加算 (Ⅲ) | 7.0% | 9. 1% | △2.1% |
| 加算(IV) | 0.3% | 0.4% | Δ0.1% |
| 加算(V) | 0.5% | 0.6% | Δ0.1% |

②経験・技能のある介護職員への重点化の状況

〇 特定処遇改善加算を取得する事業所の「勤続年数10年以上の介護福祉士」(月給・常勤の者)の平均給与額を平成31年と令和2年で比較すると、20,740円の増。勤続年数1~4年、5~9年の者に比べて高く、平成30年度の調査における勤続10年以上の賃金改善額と比較しても高い。

【今回調査:特定処遇改善加算(I)~(I)取得事業所の状況】

| | 令和2年2月 | 平成31年2月 | 差額 | |
|------------|-----------|----------|---------|--|
| 介護福祉士 (全体) | 338, 340円 | 319,950円 | 18,390円 | |
| 勤続1~4年 | 310,780円 | 291,420円 | 19,360円 | |
| 勤続5~9年 | 326, 550円 | 309,700円 | 16,850円 | |
| 勤続10年以上 | 366, 900円 | 346,160円 | 20,740円 | |

【平成30年度調査:処遇改善加算(I)~(Ⅲ)取得事業所の状況(特別集計)】

| 【加算(Ⅰ~Ⅲ)】 | 平成30年9月 | 平成29年9月 | 差額 |
|-----------|-----------|----------|---------|
| 介護福祉士(全体) | 313,970円 | 304,670円 | 9,300円 |
| 勤続1~4年 | 294, 200円 | 280,980円 | 13,220円 |
| 勤続5~9年 | 303,590円 | 294,480円 | 9, 110円 |
| 勤続10年以上 | 340,490円 | 331,850円 | 8,640円 |

(注1)調査対象となった施設・事業所に両年ともに在籍している介護福祉士の平均給与額を比較している。(注2)平均給与額 = 基本給(月額)+ 手当 + 一時金(10~3月(H30調査は4~9月)支給金額の1/6)

〇 経験・技能のある介護職員のうち、1名以上は「月額平均8万円の賃金改善」又は「改善後の賃金が年額440万円となる賃金改善」を行うこととしているが、これらの賃金改善を実施した事業所(既に440万円以上となる者がいる事業所を含む)は6割を超えている。

経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況(一部複数回答)

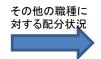
| 月額平均8万円以上の 賃金改善を実施 | 改善後の賃金が年額 440万円以上となる賃 金改善を実施 | 既に年額440万円以上 となっている者がいる | 月額平均8万円以上又 は年額440万円以上と なる者を設定できな かった |
|-----------------------|------------------------------------|---------------------------|---|
| 10.3% | 38.6% | 41.5% | 33.5% |

③介護職員以外の処遇改善の状況

- 特定処遇改善加算を算定する事業所のうち、その他の職種に配分した事業所は、60.0%。
- 介護職以外で配分された職種の上位4職種は、生活相談員、看護職員、事務職員、介護支援専門員の順であり、特定処遇改善加算未取得の事業所と比較しても賃金改善幅は大きい。

特定処遇改善加算を配分した職員の範囲(複数回答)

| 経験・技能のある 介護職員 | 他の介護職員 | その他の職種 | |
|------------------|--------|--------------|--|
| 93.4% | 85.4% | <u>60.0%</u> | |



| 看護職員 | 生活相談員 | 介護支援専門員 | 事務職員 | |
|-------|-------|---------|-------|--|
| 65.3% | 69.1% | 47.1% | 64.4% | |

(注)上位4職種。調査対象サービスを運営する法人における状況である。

【特定処遇改善加算(I)~(Ⅱ)取得事業所の状況】

| | 令和2年2月 | 平成31年2月 | 差額 |
|-------------|----------|----------|---------|
| 看護職員 | 383,560円 | 376,850円 | 6,710円 |
| 生活相談員•支援相談員 | 355,150円 | 343,970円 | 11,180円 |
| 介護支援専門員 | 362,510円 | 351,440円 | 11,070円 |
| 事務職員 | 312,470円 | 304,600円 | 7,870円 |

注1)調査対象となった施設・事業所に平成30年度と令和元年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。 注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

【処遇改善加算(I)~(皿)取得事業所のうち、特定処遇改善加算未取得事業所の状況】

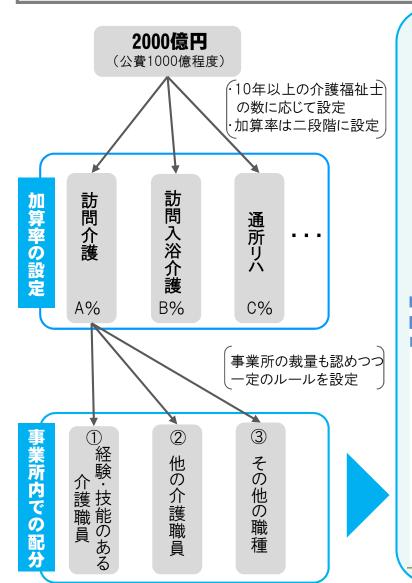
| | 令和2年2月 | 平成31年2月 | 差額 | |
|-------------|----------|----------|--------|--|
| 看護職員 | 366,170円 | 359,870円 | 6,300円 | |
| 生活相談員•支援相談員 | 316,570円 | 307,960円 | 8,610円 | |
| 介護支援専門員 | 339,410円 | 331,510円 | 7,900円 | |
| 事務職員 | 307,600円 | 301,440円 | 6,160円 | |

注2)平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(10~3月支給金額の1/6)

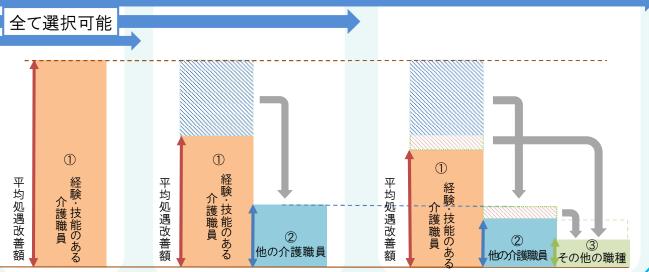
【参考】新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善 (令和元年度介護報酬改定)

○ 新しい経済政策パッケージ(抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
 - → リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現 ※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
- ▶ 平均の処遇改善額 ई が、
 - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
 - ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、 勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
 - ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
 - ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



【参考】介護職員等特定処遇改善加算の請求状況

| | 年度 | R1年度 | | | | R2年度 | | |
|--|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | サービス提供月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4 月 |
| 特定介 | (1) | 26.6% | 27.5% | 28.0% | 28.3% | 28.5% | 28.5% | 31.1% |
| 特定処遇改善加算 | (11) | 27.2% | 28.9% | 29.8% | 30.4% | 30.7% | 30.9% | 33.2% |
| 高等 加 算 —————————————————————————————————— | 合計 | 53.8% | 56.4% | 57.8% | 58.7% | 59.2% | 59.4% | 64.3% |

- (I)はサービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合、算定可能。
- (Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能)
- ※厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合

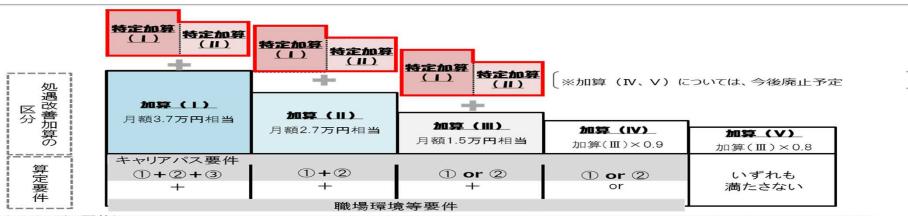
特定処遇改善加算全体のイメージ

<特定処遇改善加算の取得要件>

- ・ 処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までを取得していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

サービス提供体制強化加算(最も高い区分)等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定



<キャリアパス要件>

- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。
- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- <職場環境等要件>
- 賃金改善を除く、職場環境等の改善